

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	22	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他 ()		
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。 ・特例措置の内容 働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31 </div>		
減収見込額	[初年度] - (▲23,900 の内数) [平年度] - (▲23,900 の内数) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 近年、景況感は業種や地域によってばらつきが見られ、経済の先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても中小企業による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが「生産性革命」実現のために不可欠。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること																									
	政策の達成目標 中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる。																									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）																									
	同上の期間中の達成目標 中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる。																									
合理性	中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。																									
	<p style="text-align: center;">中小企業の設備投資額の推移（兆円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>投資額（兆円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>2007</td><td>14.2</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>2011</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2012</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2014</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>2015</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>2016</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>2017</td><td>12.0</td></tr> </tbody> </table>	年	投資額（兆円）	2006	14.5	2007	14.2	2008	12.5	2009	8.5	2010	11.0	2011	9.8	2012	9.5	2013	9.8	2014	10.2	2015	11.8	2016	11.5	2017
年	投資額（兆円）																									
2006	14.5																									
2007	14.2																									
2008	12.5																									
2009	8.5																									
2010	11.0																									
2011	9.8																									
2012	9.5																									
2013	9.8																									
2014	10.2																									
2015	11.8																									
2016	11.5																									
2017	12.0																									
（出典）財務省「法人企業統計」																										
有効性	要望の措置の適用見込み (適用期間内における適用事業者数) 平成31年度 71,733の内数 平成32年度 71,087の内数 ※平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計																									
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) 現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。																									

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>																				
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—																				
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—																				
	要望の措置の 妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備（機械装置、器具備品、検査工具・測定工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。																				
税負担軽減措置等の 適用実績		<p>【適用件数】</p> <p>平成26年度: 61,538件の内数</p> <p>平成27年度: 63,342件の内数</p> <p>平成28年度: 73,705件の内数</p> <p>【減収額】</p> <p>平成26年度: 761億円の内数</p> <p>平成27年度: 825億円の内数</p> <p>平成28年度: 1,182億円の内数</p>																				
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に關 する報告書」に おける適用実績	<p>【平成28年度】</p> <table> <tbody> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約45億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約9億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約369億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約137億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約27億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約159億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約9億円の内数	(事業税)	特別償却	約369億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約27億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約159億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約9億円の内数																		
(事業税)	特別償却	約369億円の内数	税額控除	—																		
(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約27億円の内数																		
(地方法人特別税)	特別償却	約159億円の内数	税額控除	—																		
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。																					
前回要望時の 達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																					
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <p>税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																					
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上2年間の延長（適用期間 平成31年3月まで）</p>																					